

趣旨というよりなものが、茅先生、どういうよう
な点にあったのか、お伺いしたい。

○茅参考人 ただいま朝永参考人から事情の御説
明がありましたそのとおりでございます。

そこで、ただ私申し上げたいと思えますのは、
昨年の十二月一日に学術審議会の科学研究費の補
助金の配分に関する答申が出ております。その中
には、ただいま朝永参考人のおっしゃったような
ことは触れておられないのでございます。学術会議
に推薦を依頼するということになっておりまし
て、従来どおりの順位をつけた推薦を学術会議に
お願ひする、あるいは第二次の審査委員をやはり
順位をつけてお願ひするということ等は書いてご
ざいませぬので、そうなさいましても答申の趣旨
には何ら変更はないわけでありませぬ。そこで、私
ども学術会議からそういうお申し入れがあったの
を非常に重視しまして、何とか科学研究費という
研究者の食糧にもひとしいそれを適正にかつ時期
を失せず配分できないものかという立場から、
学術会議で一番問題にされました点をどうしたら
取り除けるかという点で、四十三年度の場合に
限って、四十四年度以降はゆくりと相談する
として、四十三年度に限って順位をつけていただ
く。第一次の審査委員にしまして、第二次の審
査委員にしまして、学術会議で順位をおつけ
だすってつけようです。それを学術審議会は文部
省から相談を受けた場合には尊重いたしますとい
うのが、私の調停者としての調停案でございますし
て、学術審議会の委員の一同もその点は大体了解
したと思ひます。そういう意味で私としましては
疑義を持たれた点を、とにかくその答申の範囲内
において取り除いたわけでございますから、おそ
らく受け入れていただけるだろうという確信を
持ったのですが、残念ながらそれが受け入れられ
なかつた。そういう点につきまして調停者であり
ました私としては、非常に責任を感じておる次第
であります。

○唐橋委員 ありがとうございます。

次の質問であります、日本学術振興会の事業

の中で中心的な仕事といたしまして、日米科学協
力の研究事業というのがございます。それについ
ては振興会のほうからお聞きしたいのでござい
ますが、朝永先生のほうからお聞きしたいのは、
このような学術の国際的な協力事業については、当
然日本学術会議としても正式に討議され、この上
に立つて研究が毎年進められており、その結果の
取り扱い等についても、まあ研究の結果の正しい
ルールというのですか、私はよくわかりませぬ
が、そういう研究結果の発表やその他について、
どういうような形によつて発表されておるのでご
ざいますか、要は学術振興会の事業の中に含まれ
ておる日米科学協力研究事業に対して、学術会議
としてはどんな関係を持つておりますかというこ
とをお聞きしたいわけでありませぬ。

○朝永参考人 これも私からお答えしたほうがい
いか、振興会の会長の茅先生からお答えになつ
たほうがいいのからよつとわかりませぬですが、
この日米科学協力事業と申しますのは、これは御
承知かと思ひますが、池田総理がケネディ大統領
と会談をされましたときに、日本とアメリカで科
学上の協力をしようという話をつけてこられたわ
けでございます。したがういふと、この仕事は、
どういふ研究を取り上げるかというところで、日米
科学協力委員会というものが外務省のほうにでき
たわけでございます。そこで日米が協力するのに
ふさわしいいろいろな研究テーマというものを協議
いたしました、これはかなり大ワクのものでござ
いませぬが、それを実施する作業を振興会がやる
というわけに振興会はその大きなテーマを実際
も少し具体的に作業して、予算をどこへつける
というように私は了解しております。

それで、いまの学術会議の日米協力に対するい
ろいろな意見あるいは批判というものはどうい
う形で反映されるかと申しますと、非常に大きなワ
クをきめるのは、やはり外務省における日米科学
協力委員会でございますので、かつては私もそこ
にメンバーの一人として入つておりましたが、学
術会議の会長の仕事が非常にふえてまいります
ので、そういう事情がありまして、現在では、学術
会議の中に国際交流委員会という委員会がござ
いまして、そこの方に入つていただくという形を
とつております。そして学術会議は、いろいろ外
国と学問的な協力をするとき、幾つかの原則と
いうようなものをつくつて政府に申し入れたこと
がございませぬ。そして、それからはずれないよう
にその辺でチェックしていただく、そういう形で
やつております。

○唐橋委員 ありがとうございます。

それでは次にお伺いしたいのは、御承知のよう
に昨年の国会で非常に問題になりました、国民に
非常なショックを与え、政治のあり方としても、
あるいはまた日本の学者の良心としても非常な問
題になりましたあのアメリカの軍事費からの援助
という問題でございますが、学術会議といたしま
しても、その後統一見解というふうなものをおま
とめになつて、これに対処されたようございま
すが、私がいまここでお伺いしたいことは、あの
経過の中で、現在に至るまでの間、国民がほとん
どに知りたいというふうな点を考えますと、その
後どのように処置されているのだろうか、あの
問題に対しての学術会議の態度というものにつ
いては了解できる、統一見解の中にも、深く反省し
て今後このような事態が起こらないように慎重に
したい、こういうふうな見解が発表されておると
思ひますが、それならば、その後の対策はどう
なのかが、今度研究費はそれでは取り上げられて
いたものが、今度研究費はそれでは取り上げられ
たものがない、こういうことになつたならば継続さ
れていくだろうか、継続されていくとすれば、その
際の研究費というふうなもの、それならばやは
り国内からのルートで、国費あるいはその他の研
究費というルートで継続されていくのか、あるい
はまた、それを打ち切つてしまふのか、このよう
な点が現在の段階では一番お聞きしたい、知りた
い、こういうふうなことだろうと思ひます。した
がつて、私はこの状態について文部省に要求して

みたいと思はれたのですが、実は文部省に要求すれ
ば、文部省側のほうでどういふ研究実態だとい
うようなことになるとすれば、これまた研究に対す
る文部省の介入というふうなおそれもなきにしも
あらず、こういうふうな考えましたので、学術会
議のほうから、これは当然学者の責任と申しま
すか、良心と申しますか、その後の経過等を国民の
前に明らかにすべきではないだろうか、そしてそ
の用意は学術会議としてどうなんだろうか、こ
ういふような点をお聞きしたいわけでございます。
要は、あの問題の結末をつけた経過並びに現在
においてはどうなのだ、こういう点をお聞きした
いわけでございます。

○朝永参考人 この問題につきまして、学術会議
としてどういふことをあれしたか、御承知でござ
いませぬが、研究費の問題と、もう一つは、研究費
ではなくて、国際会議を開くときいろいろの費用
を軍のほうに援助を求めたという二つの問題が
ございませぬので、これは分けて申し上げたほうが
よろしいかと思ひます。

この問題が起りました発端は国際会議のほう
でございます、一九六六年の九月に半導体国際
会議というものが日本で開かれました、この費用が
十分でございませぬので、アメリカ陸軍の極東研
究開発局というところから主催団体が補助金をも
らつた、そういうことでございませぬ。学術会議と
いたしましては、この前、昨年でしたか、この問
題で国会のほうに呼ばれたときに申し上げました
が、学術会議といたしまして直接関係のあるのは、
この国際会議の経費の問題でございます。学
術会議が国際会議を開くための予算を政府から
いただいております。そして毎年幾つかの会議を
日本で開いておるわけでございますが、それだけ
では十分ではないので、学術会議が主催できない
で後援という形をとる会議が幾つかございませ
ぬ、昨年までは、この後援をするについて、その
会議の学問的意義と、それからその主催団体が
しつかりしたものであるかどうかということの後
援するかしないかということをきめていたわけで、

うものを確立してある。ここに日本の戦後の科学の発展というものと、いままで考えられなかった学界的民主化というものが大きく進展したと思うのでございますが、要は日本の文政行政の最高責任者である大臣が、この大学の研究あるいは全体として科学の立場というものの独立性といひますか、そういうものに対処していく基本的な姿勢と、そういうものが一番重要であり、基本的なものであろうと私は考えるわけでございます。したがって、これに対する大臣の所見をまずお伺いしておきたいのでございます。

○灘尾国務大臣 一国の政治行政の発展を願つておる立場におきまして、私は科学を尊重し、科学の進歩発展が非常に大きな役割りを果たしてまいらるものであることは、これは当然のことと思ひます。戦後の日本の政治行政の上におきまして、科学尊重という精神は脈々として流れておる。そのような心持ちで、私は、わが国の科学の水準の向上、その発展というものを期待してやみません。

○唐橋委員 まあ、科学を尊重していくという大臣のお考えは当然だと思ひますが、次にお伺ひしたいことは、あらゆる新聞論調あるいはその他の科学雑誌等を見ても、近時どの方面からも、またまた政治が科学の上に立つて、そして一番科学として用心しなければならぬ官僚統制、そういう傾向が強くなつてきておるのではないかと、こゝういふ議論が各方面に燃え上がつておるとは、大臣自身も私におわかりだと思ひますが、これらの一つの論調に対しては、どのように大臣としてはとらえていらつしやるか伺ひたい。

○灘尾国務大臣 御指摘になりましたような議論が新聞、雑誌等、そういうものにはあらわれておることは、私もときどき拝見するのであります。ただ私は、あるいはことばじりをとらえるというつもりは毛頭ございせんけれども、科学を尊重し、科学の水準の向上発展をはかつていくのも政治の大きな任務ではなからうかと思ひます。したがって、科学と政治というものを離して考え

るわけにはいかないと思ひます。政治の面におきまして科学尊重の精神があつてこそ、初めてわが国の科学水準の向上発展も期待し得るのではなからうか、これはひとつ別のものとしてお考え願わないうにお願ひ申し上げたいと思ひます。と同時に、科学の面におきまして、いろいろその面からの御要求なり御要望なりというふうなものも、政治を實際に移して、行政を實際に考えます場合、もちろんこれを尊重してまいらなければならぬと思ひますけれども、實際行政をやります場合には、必ずしも科学者の皆さん方が御要望なさるとおりに、すぐ実現することゝうわけにもまいらない。そこにやはり制約もあることとございまして、あるいはまた、その間必要上選択もしなければならぬというふうなこともあり得ることと、かように考えますけれども、基本的には、日本の発展のために、何と申しましても科学の発展ということが非常に大事なことであるから、これを尊重するという精神において、私ども決して科学を支配して、そしてその正常な発展を妨げるというふうな心持ちは毛頭持つておらないつもりであります。

○唐橋委員 大臣のお考えのとおりになつておれば、しばしば各方面から出てくる、また官僚統制の傾向が強くなるのじやないかというやうな危惧の問題は出てこないかと思ひます。ただ御承知のように、やはり現在は政党政治でございます。政党政治はやはり一つの政策を持つておる。そういう基本的な考えがあると思ひます。同時に、科学は政党的なものから離れて、理想的な立場を持つておる。こゝういふやうな中で文部大臣としてすべき任務というものは、やはり政党的なものに比べて、その政党的なものがあまり目前の科学へ大きな力が及ぶ、こゝういふことになつてくるからこそ、いまのような危惧の念が各地に出てくるのではないかと。したがって、文部大臣としての任務は、このような政党政治の中で政党が持つ一つの政策、その政策が、現在の科学体

制の中で、学者の一つの要求の中で消化していく場合に、学者の良心を大切に、そして科学の独立というものを、尊厳を侵さないやうに守つていく、こゝういふ任務こそが大臣として非常に政党政治の中における大きなものではないか、いわゆる政党政治から逆論から言ひますれば、政党政治の中における科学の政策的なものを強く学界的に要望するよりは、むしろ文部大臣の任務として守つてやういふものをあまりに強くないやうに守つてやういふことと、ここに真の科学の尊重というものが出てくるのではないかと、こゝういふことを私は平素考えておるわけでございますが、そゝういふ政党政治の政策の中における文部大臣のあり方というものを対して、所見をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○灘尾国務大臣 どの政党政治にしましても、それそれ適切と考へる政策を立てて、それを實際行政の上に移していくということが政治の行き方であると思ひます。その間に処して、先ほど申しておりましたやうに、科学あるいは科学技術と申しましよるか、そゝういふたものの分野がおくれておれば、それだけその国の政治はおくれてくるというわけにもなりませんので、いかなる政党政治にせよ、その政策を推進してまいります場合に、基本的に科学を尊重するという態度を見失つてはいけません。こゝういふことは、私はお話しのとおりだと思ひます。ただ現実問題として、予算の制約でありますとか、また特にどの面を今日の日本として重点を置かなくちやならぬとか、そゝういふ選択の問題はあろうかと思ひます。その選択の問題については、あるいは政党政治に所見を異にするということもあり得るかと思ひます。同時に、実際科学に従事しておられる方々からごらんになりまして、そゝういふ選択のしかたについて、いろいろ御意見もあつておるかと私は思ひます。これは現実政治の上から申しますと、私にはある意味においてはやむを得ないことだと思ひます。やむを得ないこととありますが、それを

もつて直ちに政党政治をもつて特定の科学をど

りするとかこゝうするとかいふやうに受け取られては、実はわれわれとしましては困るのであります。基本的な精神におきましては、唐橋さんのおつしやつたことについては何の異存もございせんけれども、そゝういふ精神のもとに現実に政策を立て、あるいは行政をやつていきます場合に、そこにいるいろいろな選択に迫られる。その結果、個々の科学者から申せば、いろいろ御意見が生じてくることもあり得ると思ひます。こゝういふことは、いづれにしましても、学問の自由というものは何よりも大事なことであります。その学問の自由を政党が制約するということとは、これは憲法上から申しましても、もちろん許されぬこととあります。そゝういふ基本的な問題については、私は唐橋さんと所見は違つておるとは思つておりませんが、現問題としてあらわれてくるやうなところによつていろいろ学者の間にも御意見があるやうに、それがまたあるいは官僚が統制するのだというやうな御批判となつてあらわれてくるやうなこともあり得ると思ひます。私どもの気持ちはひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○唐橋委員 わかりました。そして、その現実の中でどうしてもやはり私たちは、いま大臣が科学を尊重してこゝう、いわばいま各地で論調として出ておる科学の一つの優位性を弱体化してこゝう、こゝういふやうな傾向はないやうにしたいといふお気持ちもわかりますが、どうしても具体的な事例の中から官僚統制的な方向を心配していかぬのがあらわれてきておるわけでございます。したがつて、具体的に二、三お伺ひするわけでござい

ますが、學術奨励審議会を改組して三十人の委員にし、そしてそれは前からそゝういふ研究体制に対する諮問をしておる、こゝういふこととござい

けれども、急に急いで學術振興に関する当面の基本的な施策といふものの結論をなせ出してきたか、あまりにも急ぎ過ぎていたのではないのか、こゝういふことなんです。具体的にいへば、いままでの四百人を急速に三十人にしてこの結論を急いだ、これはあとでもう少し他の事例と見比べた場

に、いままでも四百人の学術奨励審議会を今度三十人に改組をして、そしてその審議会の答申が優先になつて、いわゆる学術会議の意見が今度何か煮詰まつた場合に、非常に問題の焦点がわかつてきたのに、そして一年間、ことは従来どおりやってくれないか、こういうことさえやはりいれられないとしていけば、文部省があまりに強過ぎるというこの意向を持つのは当然じゃないですか。

○宮地政府委員 誤解がありますといけませんので一言申し上げますが、実は従来学術奨励審議会というのがあります。これは従来学術奨励審議会配分の小委員会はあつたわけなんです、そこで委員は数百名といまおつしやいました。今度も学術審議会の科研究費の委員会は四百名になるわけなんです。従来より人数は多くなるわけなんです。それで従来も審議会でやつたわけなんです。そういう点では一つも変わりはないと思います。

それから、特殊法人学術振興会との審議会、あまり弁解しますと時間が長くなりますから、先生のおつしやるような関連は、これはそのときの法律の日時等をお調べいただければ、そういう関係がございせんので、一応申し上げておきます。

○唐橋委員 いや、四百名の方が審議会のほうにもいるということも私も知っています。しかし、一番中心になるものが、いまのように学術奨励審議会を学術審議会にした。こういう点は、日時はあれでしょう、去年の三十名にしたのはやはりいまの日本学術振興会法ができてからでしょう。何か日時が私の違いですか、学術審議会に改組したのは四十二年の六月ではないですか。そうすれば、日本学術振興会法が一応成立の見通しが立つたときによつたのでしよう。

○宮地政府委員 実は、従来学術奨励審議会時代に科学研究費配分の委員会がございました。その定数は百二十一名でございます。今度の学術審議会は、従来からの学術奨励審議会と申しますのは、いわゆる総会の委員がいませんで、すべて分科会で、それが六つ、七つあつたわけでありまして、それを今度は、総会に当たるものをつくつて、その

下に従来とほぼ同じ分科会はあるわけでございます。前は分科会の定員は百二十一名であつた。今度の学術審議会の親審議会は三十人でございまして、従来からの奨励審議会分科会に当たります。科研究費分科会は四百名になるわけなんです。従来百二十一名であつたのがその三倍以上になるわけでございます。親審議会ができたというだけで、従来は親審議会がなくて直接分科会であつた、今度は親審議会の下に四百人の分科会ができる、そういう関係でございます。

○唐橋委員 大臣が参議院の予算委員会のほうに行かれるということなので、大臣に關係することだけを先にお伺いしたいのですが、前の国会で非常問題になりましたが、米陸軍の極東研究開発局からの研究資金の問題については、これはいまさら申し上げるまでもなく、ほんとうに大きな問題と私たちが受け取り、国民もまた大きなショックを受けたと思つてございまして、その後文部省としては、それらについては申請を出させるんだ、こういうふうな方式をとられ、そしてお聞きしてみますと、本件は四十二年度には一件もない。こういうふうなことを言いますが、私は、そこで疑問に思ふのは、先ほどやはり朝永先生にお聞きしたように、継続的な研究——旅費やその他は別です、継続的な研究というものは、やはり学問の一つの重要性から見て、当然行なわれている。そういう場合に、それらの問題に対して今度どういうふうな処置されたのか。あるいは国立大学にはなかつたとしても、他の研究機関あるいは私立大学等においてはどうなのか。先ほど申し上げたのです。そういう問題について文部省が直接調査に入るといふことは私は好んでおりません。しかし、他の機関がやり得ないことで政府機関としてやり得ることは、極東研究開発局からの支出状態は政府機関は直接聞ける。ほかの機関は、たとえば大学が全体を聞くわけにいかないでしょう。政府機関であるから、四十二年度国全体として、私立大学や他の研究機関等を含めて今度金が出てくるのかどうかということも当然つかむべき責任を持つておると思つてございまして。

要は、時間もございせんので、この種の問題についてお伺いして、さらにも一つ質問の事項をつけ加えて申し上げ、一括御答弁を願いたいのですが、あの問題の中で一番大きな問題は、この著作権条項だと思つております。研究の成果が、この補助をもちつたものは特許権も著作権もすべてアメリカ側にあるのだ、こういう条項が前回の国会においては非常に中心的な議論となつたのです。そうしますと、もう日時がたつておる現在です。それらのもをすつと文部省としては明らかとされて、そしてこの辺ではつきりと国民の前にこの種の問題を取り扱つた結果を公表すべき時期ではないのか、そういう義務的なものを文部省は持つておるといふ考えもあるものでございまして、それらに対してひとつ明らかにしていただきたいわけがございまして。

○灘尾国務大臣 大学における研究は、研究者の良識と自主的判斷に基づきものであるかと思ふのであります。大学の教育と研究が阻害されることのない限り、原則としてそれに干渉すべきものではなからうと思つておられます。したがって、米軍関係のいわれられております資金の受け入れの問題につきましても、それぞれの大学が教育と研究に支障があるかないか、それを自主的に検討して受け入れの可否を判断すべきものであらうかと思つておられます。国立大学につきましては、外部からの研究資金の受け入れにつきましては、これをすべて国の会計に受け入れる、公費として受け入れまして公費として処理する手続をとらせることについては、その場合には文部大臣の承認を受けることにはいたしておるのであります。公私立の大学に對しましては、そのような手続上の関係もございせんので、大学の判斷にゆだねることが適當である、かように考へておる次第であります。

お尋ねになりました特許の關係その他につきましては、ひとつ政府委員からお答えすることをしてお尋ねになります。

許し願いたいと思つております。

○宮地政府委員 いまの大臣の御説明に補足いたします。従来、これは国内の奨学寄付金あるいは受託研究費ももちろんそうでございますが、とりわけ外国からの受託研究あるいは奨学寄付金、こういう受け入れにつきましては問題になりましたのは、その中身と同時に、技術的な問題といつたしまして、これに特許権とかあるいは工業所有権、こういったような権利がつくものであるかどうかというところが一つの問題になるわけでございます。いま先生御指摘のアメリカ陸軍極東研究開発局、この問題につきましては、アメリカの極東研究開発局から、たとえばある大学の研究者に奨学寄付金が入ります場合に、その奨学寄付金で研究した結果特許を生ずる場合、そのときはアメリカにその特許権は属するのだ、あるいはアメリカに承継させるのだ、自動的にそういうふうになつておるものにつきましては、これは受け入れてはいけません。自動的の外国のほうに特許権が承継されるということになつていない場合、これは個々のケースでございますが、したがつて、そういうような場合に、これは絶対にそういう特許等の生ずる研究ではないといふようなものにつきましては——これはもちろん研究の内容によらうと思つておられます。最近のことです。軍に協力するやうな、直接軍事目的のための研究といつたやうなことにについてはいろいろ議論のあるところですが、そういう内容上の問題ももちろん検討する必要があります。特許の問題につきましては、私どもとしては、そういう条件のつかないものといふことで受け入れさせていただきます。

○唐橋委員 あと二、三質問が残つておりますが、だいが時間に食ひ込みましたから、別の機会に譲ることにはいたしまして、私の質問はこれで終わります。

○大野委員長 有島重武君。

○有島委員 大臣お急ぎのやうなもので、簡単にい

たします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案についてでございますが、これは大学の改組についての問題でございますので、現在の大学が、学校教育法の五十二条に、大学は学術の中心である、広く知識を授ける、深く専門の学芸を教授し研究する、知的、道徳的及び応用的能力を開発させることを目的としておられますが、現在の大学がこのような目的を果たしてあるかどうか、その点について大臣の御所見を承っておきたい。

○灘尾国務大臣 学校教育法の五十二条でございますが、それに大学設置の目的が書かれておるわけでございます。各大学におきましても、また設置者であるわれわれといたしまして、この目的達成のために努力しなければならぬことは当然のことでございます。はたしていまの大学がこの条件を完全に満足させるだけのことをやっておるかどうかということの御質問でございますが、やはり大学にいたしまして、まだまだ充実し、まだまだ向上してまいらなければならぬ余地はちろんあるものと私も考えておる次第でございます。目標の達成に向かつて常に努力もしてきておりますし、また、それ相当な成果はあげておるとは思いますが、さらにもうこの目標に近づこうという努力をしなければならぬ状態にあるかと思っております。特にことばを飾って言うわけにまいりません。現在の大学の状態から考えましたときに、学生の指導教育、そういう点におきまして非常な決心を持って真剣に努力をしなければならぬ要素が多々あるということ、まことに申しわけないことでございますけれども認めざるを得ないのであります、その改善のためにさらに一そうの努力をいたしてまいりたい。そういうふうな状況にあるかと考えております。

○有島委員 いまの大臣のお答え、その目的に向かつて努力をしていくというお答えでございますけれども、このたびのこの法改正もそうした一環として受け取っていきたいというふうに私は思っておりますのでございませうけれども、この法案の

提案の理由書に「千葉大学及び愛媛大学の文理学部を改組して学部を増設するとともに、茨城大学

が、この法律案を提出する理由である。まあ、法律の出し方というものはこういう出し方を、しかもしませんが、必要があるから、だからと、こゝろ言われますと、こゝろいうふうな改組していく必要は確かにあるかもしれないけれども、それ以前に、もつともつというふうな打つべき手があるんじゃないかという点を考えざるを得ないのです。これは学校当事者の側にも、また学生の側にも、父兄の側にもいろいろの問題があると思うのでございませうけれども、きよりは時間がありませんから、ただ要望にとどめます。この改組をしたところはやはり新しい息吹きを持つて始まってくと思うのです。せつかく改組したものは、おそらく教授陣といひ、設備といひ、まだまだいろいろの不備な点があると思ひますけれども、これが一つの今後の大学のあり方の強力な推進力となつていくように特に配慮をしていただきたい。その点を、私どもこの改組にあつてしつかりと見守つてまいりたいと思ひます。

以上を要望いたしましたして終わります。
○高見委員長 ほか御質疑はありますか。ないようでございますので、本案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○高見委員長 ただいま委員長の手元に、谷川和穂君外三名より、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の四派共同提案にかかる本案に対する修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を聴取いたします。谷川和穂君。
○谷川委員 私は、ただいま議題となつております国立学校設置法の一部を改正する法律案に對して、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる修正案の説明を申し上げたいと存じます。
修正案の趣旨につきましては、お手元に配付い

たしてあります案文の朗読をもつて説明にかえさせていただきます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に對する修正案
国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。
附則第二項中「この法律の施行の際現に」を「昭和四十三年三月三十一日に」に改める。
以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。
○高見委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。
○高見委員長 これより本案及び修正案について討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。
まず、谷川和穂君外三名提出の修正案について、採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○高見委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。
次に、ただいま修正いたしました部分を除いて、原案について採決いたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○高見委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いて原案のとおり決しました。
これにて、国立学校設置法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。
なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高見委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕
○高見委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。
日本学校給食会の問題について質疑の通告があります。これを許します。小林信一君。
○小林委員 大臣お急ぎのようでございませうので簡単に申し上げますが、これは昨日からきょうにかけて、テレビ、新聞等できわめて大きく取り扱われておる問題であります。どの行政機関にあつてもならないことなんでしょうが、特に文部行政にあつてはならない重大な問題であります。学校給食会に不正の問題が起きておりますが、これについて、われわれはこの際、文部大臣から、その真相がわかりたい、この委員会を通して国民にお知らせしたい。

○灘尾国務大臣 特殊法人学校給食会の職員が収賄容疑でもつて逮捕せられたという報道を、実は私も最初に新聞で知つたやうなことでございませう。いかにも残念であり、また申しわけないことと存じております。特にまた教育関係の団体の中からそういう事態を生じたということは、返す返すも遺憾であり、申しわけないと思ひます。この上は関係当局の手によつて十分にひとつお取り調べも願ひたい、このやうな心境であるわけでございます。いづれにいたしまして、かような事態を発生いたしましたにつきましては、文部省としまして、監督上皆様方におおむねを申し上げなければならぬと存じております。将来またそのやうな事態が再び発生することのないやうに十分留意してまいりたい、かように存じております。事件の内容等については、まだ私もつまびらかにいたしておりませんので、政府委員のほうからでもお聞き取りを願えればありがたいと存じます。

○高見委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

す。
○小林委員 まことに残念なことでございまして、おそろくきよう給食は全国に行なわれており、それに携わる方たち、また給食を受ける生徒、児童、こりいう人たち、また父兄も、おそろくきようの給食を通して、この新聞の問題を考えておると思うのですが、教育行政の権威を失うような問題でありますので、この際そりいう人たちの気持ちを代表して、私は文部省に一言申し上げたいのです。

学校給食の問題は、体位向上、食生活の改善あるいは給食をとにもするという中から大きな教育の成果をあげて、父兄は相当な犠牲を払いながらもこの問題には協力をし、その完全な実施を強く要望しながらいま続けられておると思っております。しかし、まだまだ学校給食法に示すこの給食に対する国の施策というふうなものも十分でない、これからだと思ふところが多分にあります。しかも、最近この物価高の中でどうして父兄の負担を軽減しながら給食の使命というものを果たしていくか、この点を実際にそれに携わっている人の苦心している点なんです。また、この脱脂ミルクにつきましても、栄養価値は十分認めながらも、どうして子供たちにもっと親しんで飲ませるかということについては、私たちが各学校に参りました、先生方の非常に苦心しておる姿に全く感激しておるものであります。そりいうように大ぜいの人たちの協力の中で学校給食が進められておる。ところが、従来もこの脱脂ミルクにつきましても問題はありました。そのときも、今後こりいうことがないようにと、国会でも文部省に強い要望があつたと私は記憶しております。衝に当たられる文部大臣は清廉潔白の方であることは私も認めめます。また体育局長も、私たち長年存じておりました、その点全くこの局長のもとにこりいう問題が起きると思われぬ。また学校給食会の理事長、この方も私もよく知っております。それこそ曲がつたことなんかできぬ人だと信頼しておる方たちです。こりいうふうに大臣をはじめそ

の衝に当たつておる人たちがみんな、きよりの新聞にあるように、学校給食に黒い手が、こりいうようなことは予想できないことではあります、やはり行政のどこかに欠陥があるからこりいう問題が起きるわけでありまして、日本学校給食会法の第二十八条には、りつぱに、そりいうことが起きないよう常に監督しあるいは調査をするということが述べられておりますが、そりいう点に何か手落ちがあつたのではないかと私は思ふのです。とにかくこりいうところに問題が起きることは非常に重大だと思ふのです。このことについて私は文部行政のあり方について申し上げたいことがあるのですが、とにかくきよりの給食に関係する人たちは、普通の官庁にある汚職とか疑獄とかいふ問題以外に相当な深い関心の中でながめておると思ふのです。どうか今後こりいうことがないようになり、この問題を通して徹底的にその事理を明らかにするとともに正しい処断をしていただきたく、この際私は希望を申し上げて、私の御質問を終わります。

○高見委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

昭和四十三年四月十九日印刷

昭和四十三年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局